

危険物製造所等所完成検査前検査申請書

危険物施設の完成検査の前の工事中に、タンクの基礎、地盤、溶接部検査、水張検査、水圧検査を行う必要がある場合は、危険物製造所等所完成検査前検査申請書を管理者に申請し、完成検査を受けなければ当該施設を使用することができません。

提出書類	危険物製造所等所完成検査前検査申請書（様式第 13） 危険物製造所等所完成検査前検査申請書（様式第 13）【記載例】
添付書類	タンクの構造明細図（2 部） 基礎、地盤図面（2 部）
提出時期	完成検査前に検査を受けようとするとき
提出者	完成検査前検査を受けようとする者
受付窓口	危険物施設の所在する場所の所轄消防署、支署（出張所、分遣所を除く。） 予防・危険物担当係です。 ●所在地等 消防署（支署）所在地一覧は、「当組合ホームページ」総務欄をクリックしてご覧ください。
手数料	西胆振行政事務組合手数料条例に基づく
注意事項	1 危険物の品名が多く、所定の欄に記載できない場合は、別紙に記載してください。 2 提出部数は 2 部ずつです。 3 完成検査前検査には構造に関する技術上の基準がありますので、事前に所轄消防署にご相談ください。 4 申請時に手数料を納めてください。手数料の額については、事前に所轄消防署にお問い合わせください。
備考	申請書を受理した場合は、完成検査前検査を行い、危険物施設が技術上の基準に適合していると認めるときは、完成検査前検査適合通知書（タンク検査にあっては、タンク検査済証）を申請者に交付します。
根拠法令	消防法第 11 条の 2 第 1 項 政令で定める製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更について、設置又は変更の許可を受けた者は、当該許可に係る工事で政令で定めるものについては、完成検査を受ける前において、政令で定める工事の工程ごとに、当該製造所、貯蔵所又は取扱所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものが技術上の基準に適合しているかどうかについて、市町村長等が行う検査を受けなければならない。 消防法第 11 条の 2 第 2 項 前項に規定する者は、同項の検査において特定事項が技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、当該特定事項に係る製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更の工事について、完成検査を受けることができない。

